

目 次

(1) 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況	
① 学生の確保の見通し	1～14
ア 定員充足の見込み	1～ 3
イ 定員充足の根拠となる客観的なデータ（調査結果）の概要	3～13
ウ 学生等納付金の設定の考え方	13～14
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	14～17
(2) 人材需要の動向等社会の要請	
① 人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	18～18
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの 客観的な根拠	18～23
(3) 本学既設研究科との差異	23～23

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

①学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

松山大学大学院法学研究科（以下、「本研究科」という。）修士課程では入学定員は3名、収容定員は6名を予定している。

一般論として、日本の人口減少に伴い四国及び愛媛県でも人口減少の傾向は続いていく。例えば愛媛県の18歳人口予測を見ると、2018年の18歳人口は13,147人であるのに対し、2030年には11,385人になると予測されている（資料01）。本研究科の学生は18歳人口の多寡によって直ちに影響をうけるわけではないものの、人口減少の影響は考えておく必要があるだろう。一方で、近年の高校生の大学進学において、四国の現役高校生が四国内の大学進学をする割合というのは若干ではあるが高まっている傾向がある（資料02）。さらに、中央教育審議会が「社会人の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の増加傾向に合わせ、全体としては、着実な増加傾向になると予想される」と述べている（中央教育審議会平成17年9月5日答申「新時代の大学院教育」19頁参照）。以上の点を踏まえて、本研究科の学生の対象を、松山大学（以下、「本学」という。）の学生または四国内ないしは愛媛県内の大学生に焦点を当てるとともに、これに加えて、愛媛県内で働いている社会人にも焦点を当てていることは、学生確保の見込みとして合理性があるといえよう。

「法律学に関する高度専門職業人」は、社会の質的变化に伴い、今後、社会的必要性がさらに高まると予測されることから、本研究科の人材育成の目標は、純粋な研究者の育成ではなく、また、実務に長けている者の育成でもない。「法律学に関する高度専門職業人」の育成である。すなわち、法・判例運用能力として、社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって対応できる能力を備えた者を、法例立案能力として、社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して対応できる能力を備えた者の育成を目指している。これは、平成27年12月24日付で愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県行政書士会、愛媛県社会保険労務士会の4団体より、「松山大学大学院法学研究科の設置に関する要望書」による設置要請がなされ、そこに地域の法化を支える法制面での高度な人材を育成するための教育が望まれていることが記されていることから、地域の要請に応えるものであると言える。

適切な収容定員を算出するため、香川大学・愛媛大学連合法務研究科の平成27年度以降の学生募集停止後（平成26年度の入学者は3名）に、本学の在学生及び社会人を対象に実施した「松山大学大学院法学研究科開設に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」）」の結果を検討し、入学定員3名、収容定員6名とすることとした。

なお、アンケートの具体的な対象者・実施時期等については、表1～3（学生を対象）及び表17～19（社会人を対象）に記載しているとおりである。

同時に、入学者像についても以下のとおりの3タイプ（a・b・c）を想定し、具体的な定員充足のための検討をおこなった。

入学者像の3タイプ (a・b・c)

- a 公務員、地方公共団体職員 (行政職、警察官など)
- b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者
- c 学生 (新卒者・国内外の本学提携大学及び教育機関からの学生)

定員充足については、入学者像の3タイプ (a・b・c) からそれぞれ1名ずつ入学者を確保することを想定しており、下記の取組により、定員充足ができる見込みである。(詳細な取組内容は、後述の「②学生確保に向けた具体的な取組状況」で表記)

a [公務員、地方公共団体職員 (行政職、警察官など)] に関しては、「松山大学大学院法文学研究科の設置に関する要望書」により、法制面において高度な自治体職員を育成するための再教育機関として各自治体と連携を図ることが望まれている。これに応じて、設置要請のあった愛媛県市長会及び愛媛県町村会をはじめ自治体各所と連携を図り、本研究科の告知・広報を実施し、「法律学に関する高度専門職業人」のキャリアアップを意識してもらう活動を展開する。

b [司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者] に関しては、設置要請のあった「愛媛県行政書士会」及び「愛媛県社会保険労務士会」をはじめとして各種士業団体への定期的な告知・広報活動や本学教員による定期的な各種士業向けの勉強会・研究会を開催し、その連携関係強化と「法律学に関する高度専門職業人」の必要性の認識向上を図る。さらに、地域社会の法化を支える人材を育成する機関としての本研究科を支える人材である本学職員に対して、本学研究科において学修できる環境整備を関係部署に働きかける。

c [学生 (新卒者・国内外の本学提携大学及び教育機関からの学生)] に関しては、大学入学の初年次教育の段階から「法律学に関する高度専門職業人」を意識させるとともに、その高度専門職業人としての学生のキャリアビジョンを醸成していく。また、本学の提携大学 (国外10校・国内9校) への告知・広報活動や学生の進学指導の強化を図る。

なお、隣接する愛媛大学には、大学院が設置されている。同大学院法文学研究科修士課程の定員は、次の通りである。

- ・総合法政策専攻 [15名]
- ・人文科学専攻 [10名]

愛媛大学大学院のHPによれば、「修士 (法学)」の学位を取得できるコースは、愛媛大学大学院法文学研究科総合政策専攻である¹。同ページには、次のような記載があった。「総合法政策専攻では3つの修士 (法学・経済学・学術) の中から1つを選択することができます。3つの教育研究領域から法学・政治学系の科目を24単位以上、合計30単位以上修得し、修士論文審査に合格すれば、修士 (法学) を取得することができます。同様に、経済・経営系の科目を24単位以上修得すれば修士 (経済学)、法学・政治学・経済学・経営学等にまたがって総合的に24単位以上修得すれば修士 (学術) が授与されます。」とある。そうすると、愛媛大学大学院法文学研究科総合政策専攻では、院生の判断によって修士号の種類が決まることになるが、基本的な構想

¹ 愛媛大学ホームページ <http://www.ll.ehime-u.ac.jp/graduate/law>

が、本研究科とは大幅に異なる。したがって、本研究科の定員算定においては考慮の対象外とした。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータ(調査結果)の概要

1) 本学在學生に対する進学希望調査

本研究科への入学希望について、松山大学法学部（以下、「本法学部」という。）開講科目の演習科目及び講義科目を履修している本学学生を対象に書面によるアンケート調査を行った。第一次学生アンケートから第三次学生アンケートの実施時期について最初に記しておく。当初、本研究科開設を平成30年4月と見込んでいた。この時期の開設を見込み、平成27年10月から平成28年4月の間に4回実施したアンケートを第一次学生アンケート（資料03）と表記している（第一次学生アンケートの具体的な実施時期については、表1を参照）。その後、平成28年に、本研究科開設時期を平成31年4月に変更することとなった。そして、これを受けて平成29年4月には、第二次学生アンケート（資料04）を3回実施した。さらに、平成29年11月に本研究科開設時期を平成32年に遅らせることにした。そしてこれを受けて平成30年4月から10月にかけて実施したアンケートを第三次アンケートと表記している。

演習科目「基礎演習Ⅱ」及び「専門演習Ⅰ」の履修者は、本法学部生に限定されている。また、講義科目「松山大学の歩み」及び「法律学入門」の履修者は、他学部の学生を含んでいる。これは、本法学部生及び本法学部開講科目を履修する他学部の学生の動向を確認することを目的とするためである。アンケートには、本研究科の特色が示されており、これを読んだ上で回答を行う仕組みとなっている。

表1

第一次学生アンケート（平成27年度・平成28年度）（単位：名）

年次	法学部開講科目における回答者			
	専門演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	松山大学の歩み	法律学入門
1年次生	-	-	206	229
2年次生	-	99	72	9
3年次生	134	1	36	4
4年次生	1	-	13	3
空白	-	-	-	1
総計	135	100	327	246
実施日	平成27年10月28日 (水)	平成27年10月29日 (水)	平成27年10月14日 (水)	平成28年4月11日 (月)

平成29年4月には、第二次学生アンケート（資料04）を3回実施した（法学部開講科目：講義科目「法律学入門」実施日：4月11日、「基礎演習Ⅱ」実施日：4月13日又は4月20日、「専門演習Ⅰ」実施日：4月19日又は4月21日。表2参照）。ここでは、質問事項について、「松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いませんか」という質問の後に、さらに次の質問事項を追加した。

質問事項

松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（問8の①～③をマークした方）にお聞きます。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

- ① ぜひ進学したい。

- ② 進学したい。
- ③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい。
- ④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい。
- ⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている。

この質問事項の追加は、受験した後に本研究科に入学することまでを視野に入れた需要動向の確認を目的とする。そして、需要動向の信頼度向上に鑑み、第二次学生アンケートでは参照、延べ人数ではなく、実人数を集計することにした（学生が「任意に」学籍番号をアンケート用紙に記載している限度において）。これによって、需要動向の信頼度はさらに向上するものと考えられる。

表2

第二次学生アンケート（平成29年度）（単位：名）

学年	回答者
1年次生	244
2年次生	182
3年次生	164
4年次生	1
合計	591

第三次学生アンケート（資料05）を3回実施した（法学部開講科目：講義科目「法律学入門」実施日：4月16日、「基礎演習Ⅱ」実施日：9月27日又は10月4日、「専門演習Ⅰ」実施日：9月26日又は10月3日。表3参照）。

表3

第三次学生アンケート（平成30年度）（単位：名）

学年	回答者
1年次生	239
2年次生	150
3年次生	170
合計	559

(i) 演習科目での実施

第一次学生アンケートの対象は、第一次アンケート実施時に本研究科開設を予定していた平成30年度において、必ずしも入学1期生となる学年に限定していない。すなわち、平成27年度において3年次生に配当されている演習科目「専門演習Ⅰ」においてアンケートを実施したのは、就職活動を控えて、真剣に将来を考えている時期である点を重視したからである。これによって、上級生を含めた本法学部生の進路選択の傾向を推測することができる。

なお、「就職した後、必要であると感じた場合に受験したい」とする学生が23名いるが、これは、キャリアアップのために、本研究科を受験する潜在的な学生としてカウントすることができる。

(ii) 講義科目での実施

「松山大学の歩み」及び「法律学入門」は、本法学部開講科目であっても他学部の学生が履修することができる科目である。他学部の学生は、本法学部開講科目に対する志向性が高いことが推測でき、本研究科開設において、受験することも十分予想されるため、アンケートを一律に実施した。

- ・松山大学の歩み（平成27年10月実施分）
平成27年度における1年次生が主体となって履修している。
- ・法律学入門（平成28年4月実施分）
平成28年度における1年次生が主体となって履修している。

(iii) 第一次学生アンケートの分析結果

下記に示すように、第一次学生アンケートの結果において、本研究科を「ぜひ受験したい」と考える学生は全体でのべ21名おり、そのうち、本研究科開設予定年（平成30年）度に7名（基礎演習Ⅱの履修者）、翌年（平成31年）度に9名（松山大学の歩みの履修者）いることがわかった。また、「就職後、必要があると感じた場合は受験したい」とする学生は134名おり、これは卒業後社会人として活躍しつつキャリアアップのために本研究科において社会人として学ぶことも視野に入れていることを示すものといえる(表4参照)。

質問事項：松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いませんか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

表4
第一次学生アンケート(平成27年度・平成28年度) (単位：名)

受験への志向性	法学部開講科目				計
	専門演習Ⅰ	基礎演習Ⅱ	松山大学の歩み	法律学入門	
① ぜひ受験したい	3	7	9	2	21
② 受験したい	2	3	10	5	20
③ 選択肢の一つとして受験したい	18	9	32	37	96
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	23	16	43	52	134
⑤ 受験を希望しない	61	49	137	94	341

(iv) 第二次学生アンケート実施

平成29年4月第二次学生アンケート実施したことに関しては、前述の通りである。第二次学生アンケート以降、第一次学生アンケート問8の「松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いませんか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。」という問いに加えて、問9として、「合格後の進学希望の程度」について質問事項を追加している。

なお、第二次学生アンケートの質問事項Aにおいて、①～③をマークしていない

にも拘らず、質問事項Bに進んで回答してしまった者がいるため、質問事項Aの①～③の回答者数（表5、表6、表7の①～③）の合計と質問事項Bの回答者数（表8、表9、表10の回答者数）が一致しなくなっている。

質問事項A：松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

表5

第二次学生アンケート（平成29年度） （単位：名）

3年次	回答者（合計：141）
① ぜひ受験したい	3
② 受験したい	5
③ 選択肢の一つとして受験したい	9
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	37
⑤ 受験を希望しない	87

開設予定年（平成31年）度に入学生となる学年

表6

第二次学生アンケート（平成29年度） （単位：名）

2年次	回答者（合計：149）
① ぜひ受験したい	2
② 受験したい	6
③ 選択肢の一つとして受験したい	14
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	32
⑤ 受験を希望しない	95

開設予定翌年（平成32年）度に入学生となる学年

表7

第二次学生アンケート（平成29年度） （単位：名）

1年次	回答者（合計：207）
① ぜひ受験したい	3
② 受験したい	4
③ 選択肢の一つとして受験したい	31
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	61
⑤ 受験を希望しない	108

開設予定翌々年（平成33年）度に入学生となる学年

質問事項B：松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（質問事項Aの①～③をマークした方）にお聞きします。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

表 8

第二次学生アンケート（平成29年度）

（単位：名）

3年次	回答者（合計：30）
① ぜひ進学したい	3
② 進学したい	1
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	7
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	6
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	13

開設予定年（平成31年）度に入学生となる学年

表9

第二次学生アンケート（平成29年度）

（単位：名）

2年次	回答者（合計：36）
① ぜひ進学したい	3
② 進学したい	4
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	2
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	4
④ 選択肢の一つとして進学を考えている	23

開設予定翌年（平成32年）度に入学生となる学年

表10

第二次学生アンケート（平成29年度）

（単位：名）

1年次	回答者（合計：51）
① ぜひ進学したい	2
② 進学したい	6
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	5
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	11
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	27

開設予定翌々年（平成33年）度に入学生となる学年

(v) 第二次学生アンケートの分析結果

第二次学生アンケートの結果(表5～表10参照)から判断すると、本学学生の受験希望者は、単に受験するだけではなく、同時に、進学も希望していることが明らかとなった。そして、本研究科は、募集定員を3名としているが、開設から2年間は、「① ぜひ進学したい」+「② 進学したい」が、3名を大幅に超えていることも明らかとなった当時の開設予定年（平成31年）度が4名、翌年（平成32年）度が7名、翌々年度が8名)。これにより、最低限度、開設予定年度の平成31年から3年間の学生確保の見通しがつくものと考えられる。

(vi) 第三次学生アンケートの実施

第三次学生アンケート（資料05）において、質問事項は、第二次学生アンケート

ートと同様の第一次学生アンケート問8の「松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。」という問いに加えて、問9として、「合格後の進学希望の程度」についても質問事項としている。

なお、第三次学生アンケートでも、質問事項Aにおいて、①～③をマークしていないにも拘らず、質問事項Bに進んで回答してしまった者がいるため、質問事項Aの①～③の回答者数（表11、表12、表13の①～③）の合計と質問事項Bの回答者数（表14、表15、表16の回答者）が一致しなくなっている。

質問事項A：松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

表11

第三次学生アンケート（平成30年度）

（単位：名）

3年次	回答者(合計：149)
① ぜひ受験したい	4
② 受験したい	2
③ 選択肢の一つとして受験したい	18
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	42
⑤ 受験を希望しない	83

開設予定年（平成32年）度に入学生となる学年

表12

第三次学生アンケート（平成30年度）

（単位：名）

2年次	回答者(合計：127)
① ぜひ受験したい	2
② 受験したい	6
③ 選択肢の一つとして受験したい	15
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	34
⑤ 受験を希望しない	70

開設翌年（平成33年）度に入学生となる学年

表13

第三次学生アンケート（平成30年度）

（単位：名）

1年次	回答者(合計：196)
① ぜひ受験したい	3
② 受験したい	4
③ 選択肢の一つとして受験したい	24
⑥ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	52
⑦ 受験を希望しない	113

開設翌々年（平成34年）度に入学生となる学年

質問事項B：松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（質問事項Aの①～③をマークした方）にお聞きします。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

表14

第三次学生アンケート（平成30年度）（単位：名）

3年次	回答者（合計：58）
① ぜひ進学したい	4
② 進学したい	0
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	27
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	9
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	18

開設予定年（平成32年）度に入学生となる学年

表15

第三次学生アンケート（平成30年度）（単位：名）

2年次	回答者（合計：32）
① ぜひ進学したい	3
② 進学したい	3
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	5
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	6
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	15

開設翌年（平成33年）度に入学生となる学年

表16

第三次学生アンケート（平成30年度）（単位：名）

1年次	回答者（合計：44）
① ぜひ進学したい	1
② 進学したい	3
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	2
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	15
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	23

開設翌々年（平成34年）度に入学生となる学年

(vii) 第三次学生アンケートの分析結果

第三次学生アンケート（資料05）の結果（表11～表16参照）からも、本学学生の受験希望者は、単に受験するだけではなく、同時に、進学も希望していることが明らかとなった。そして、本研究科は、募集定員を3名としているが、開設から3年間は、「① ぜひ進学したい」＋「② 進学したい」が、3名を超えていることも明らかとなった（開設年（平成32年）度が4名、翌年（平成33年）度

が6名、翌々年（平成34年）度が4名）。これにより、最低限度、開設年度から3年間の学生確保の見通しがつくものと考えられる。

本学研究科の開設予定時期を変更してきたため、結果的に平成27年度から平成30年度にわたり、本法学部の学生を対象としたアンケートを3回実施することができた。そこから、本法学部の学生の中には、一定数の本研究科の受験ないし進学を志向している者が毎年度存在しているということが明確になった。

2) 社会人に対する進学希望調査

平成27年12月24日付で愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県行政書士会、愛媛県社会保険労務士会より、「松山大学大学院法学研究科の設置に関する要望書」による設置要請が提出されたことから、本研究科への入学希望について、愛媛県行政書士会、愛媛県社会保険労務士会及び愛媛県及び愛媛県内の市町村を対象に、書面によるアンケート調査を実施した。アンケートは、各団体に対して、アンケート用紙及び回答用紙（各20枚）を持参又は、郵送する方法で行った（アンケートの具体的な実施時期については、表17～表19参照）。

その結果、愛媛県行政書士会及び愛媛県社会保険労務士会から回答を得ることができた。また、地方公共団体に関しては、愛媛県及び愛媛県内の市町村の内、21団体内中20団体から回答を得ることができた。回答者の所属部署は、総務部であることが比較的多かったが、総務部以外の部署でのアンケートを実施して戴いた自治体も多かった。

(i) 社会人アンケート実施（第一次～第三次）

表17

第一次社会人アンケート(平成28年度)

アンケートの対象	書類発送日	書類到着日	回収
愛媛県行政書士会	4月20日（持参）	（持参）5月25日	18通
愛媛県社会保険労務士会	4月20日（持参）	（返送）5月16日	20通
地方公共団体	5月9日（郵送）	（返送）6月6日（最終）	370通

表18

第二次社会人アンケート(平成29年度)

アンケートの対象	書類発送日	書類到着日	回収
愛媛県行政書士会	6月6日（持参）	（持参）6月6日	20通
愛媛県社会保険労務士会	6月13日（持参）	（返送）6月20日	20通
地方公共団体	6月6日（郵送）	（返送）6月27日（最終）	117通

表19

第三次社会人アンケート(平成30年度)

アンケートの対象	書類発送日	書類到着日	回収
愛媛県行政書士会	8月3日（郵送）	（返送）8月25日	20通
愛媛県社会保険労務士会	8月3日（郵送）	（返送）8月31日	20通
地方公共団体	8月3日（郵送・持参）	（返送）9月14日（最終）	169通

(ii) 第一次社会人アンケートの実施結果

社会人アンケート(資料06)には、本研究科の特色が示されており、これを読んだ上で回答を行う仕組みとなっている。その結果(表20参照)は、本研究科を「ぜひ受験したい」とする社会人は全体で5名であった。

表20

第一次社会人アンケート(平成28年度) (単位：名)

受験への志向	回答 (385)
① ぜひ受験したい	5
② 受験したい	11
③ 選択肢の一つとして受験したい	35
④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい	80
⑤ 受験を希望しない	254

(iii) 第二次社会人アンケート実施結果

学生に対するアンケート調査と同様、社会人に対しても、第二次アンケート(資料07)を実施した。第二次アンケート調査における回答者は、(本法学部所属教員が地域の自治体から依頼を受け、「公務員法」及び「行政法」に関する研修会の講師を務めている。その受講者に対して、「回答しない」自由が十分確保された状況において、第二次アンケート調査は実施された) (表18参照)。

さらに、質問事項は、第一次社会人アンケート問8の「松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。希望の程度として、次の中から1つ選択してください。」という問いに加えて、問9として、「合格後の進学希望の程度」について質問事項を追加している。

なお、第二次社会人アンケートのうち、「受験への志向」を問うている問い(表21)において、①～③をマークしていないにも拘らず、「合格後の進学希望の程度」を問うている問い(表22)に進んで回答してしまった者がいるため、「受験への志向」の①～③の回答者数(表21の①～③)の合計と「合格後の進学希望の程度」の回答者数(表22)が一致しなくなっている。

表21

第二次社会人アンケート(平成29年度) (単位：名)

受験への志向	回答 (157)
① ぜひ受験したい	4
② 受験したい	4
③ 選択肢の一つとして受験したい	4
④ 必要であると感じた場合に受験したい	40
⑤ 受験を希望しない	105

表22

第二次社会人アンケート(平成29年度) (単位：名)

合格後の進学希望の程度	回答 (19)
① ぜひ進学したい	2
② 進学したい	2
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	1
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	4
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	10

(iv) 第三次社会人アンケート実施結果

学生に対するアンケート調査と同様、社会人に対しても、第三次アンケート表19(参照)を実施した。

なお、第三次社会人アンケートのうち、「受験への志向」を問うている問い(表23)において、①～③をマークしているにも拘らず、「合格後の進学希望の程度」を問うている問い(表24)に進んで回答をしていない者がいること、又、第二次社会人アンケート同様に、「受験への志向」を問うている問い(表23)において、①～③をマークしていないにも拘らず、「合格後の進学希望の程度」を問うている問い(表24)に進んで回答してしまった者がいるため、「受験への志向」の①～③の回答者数(表23の①～③)の合計と「合格後の進学希望の程度」の回答者数(表24)が一致しなくなっている。

表 23
第三次社会人アンケート(平成 30 年度) (単位：名)

受験への志向	回答 (209)
① ぜひ受験したい	4
② 受験したい	7
③ 選択肢の一つとして受験したい	22
④ 必要であると感じた場合に受験したい	51
⑤ 受験を希望しない	125

表 24
第三次社会人アンケート(平成 30 年度) (単位：名)

合格後の進学希望の程度	回答 (19)
① ぜひ進学したい	2
② 進学したい	2
③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい	1
④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい	3
⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている	11

(v) 社会人に対するアンケートの分析(第一次～第三次)

社会人の3年間のアンケート結果(表20～表24参照)、変化を踏まえて考察すると、年度により大きな変化はなく安定した志願者がおり、本研究科の定員は3名、内社会人2名を想定していることから、学生確保においては十分であることがわかった。ぜひ進学したい」または「進学したい」を合わせると平成29年度には4名、平成

30年度には4名となり、定員3名を超えていることが明確になっている。

ウ 学生等納付金の設定の考え方

これまでの本学大学院の学生等納付金については、修士課程における「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」とする目的に鑑み、学生の経済的負担を軽減し、学生が学びやすい環境を提供するという観点から、学生等納付金を低く設定してきた。本研究科についてもこの方針を踏襲するものであり、表25のとおり既設の大学院研究科と同額の学生等納付金とする。

表25

区分	金額	備考
在学科	年額 570,000円	本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学した者の在学科は、修士課程又は博士前期課程に入学時の在学科と同額とする。（平成2年度入学した者から適用）
入学金	本学学部卒業者及び本学大学院修了者 72,000円 （経済学研究科博士前期課程のシニア社会人特別選抜に合格した者については、30,000円）	本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学する者に対しては、博士後期課程の入学金を免除する。
	上記以外の者 126,000円 （経済学研究科博士前期課程のシニア社会人特別選抜に合格した者については、60,000円）	
入学検 定料	30,000円 （学内進学者特別選抜入学試験及び経済学研究科博士前期課程のシニア社会人特別選抜については15,000円）	

本研究科の初年度学生等納付金は642,000円又は696,000円となる。この納入額は平成26年度の私立大学の社会科学系大学院研究科博士前期課程（修士課程を含む）入学者に係る初年度学生等納付金平均額907,029円と比べて安価である。

また、本研究科と競合する他大学院研究科の初年度学生納付金を見てみると（なお、「競合する大学院」に関しては、都市部の大学院とは異なる視点からの考察が必要となる。すなわち、都市部の大学院は、居住地から通学可能となる複数の大学院の中から、選択して進学先を決定する状況にあることを想定しなければならない。しかし、本学の近隣に、上記の意味での競合私立大学院は存在しない。松山は、陸上交通の便が非常に悪いからである。すなわち、松山—岡山（岡山県）は、2時間30分以上、松山—高松（香川県）は、2時間30分程度、松山—徳島（徳島県）は、3時間40分程度、松山—高知（高知県）は、3時間程度、松山—広島（広島県）は、船での移動となる。また、瀬戸大橋は、しばしば強風のため電車の運行が止まってしまう。参考までに比較的近隣にある法学研究科の学生等納付金の金額を挙げると、龍谷大学法学研究科763,000円、関西学院大学法学研究科912,000円、姫路獨協大学法学研究科

800,000円、岡山商科大学法学研究科1,140,000円、広島修道大学法学研究科710,000円、西南学院大学法学研究科841,000円となっており、他大学院研究科と比べても、本研究科の設定する学生等納付金は妥当な金額だといえる。

さらに、本研究科では長期履修制度を設けており、長期履修学生の1年間の在学料は、年額570,000円を標準修業年限で乗じた総額を、許可された修業年限で除した金額としており、長期履修制度を利用する学生には、より学びやすい環境を提供することとしている（生活費に係る費用も、大阪、京都、神戸、姫路、岡山、広島及び福岡に比べて安くなっている²。）。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

入学者像の3タイプ（a・b・c）毎における取組状況

a 公務員、地方公共団体職員（行政職、警察官など）

a に関して、本学は、1923年創立来、74,000人余りの卒業生を輩出している。国家公務員、地方公務員として奉職する、又は、奉職していた卒業生は、2,600名を超える。それらの方々を対象として、今回設置する本研究科が、「法律学に関する高度専門職業人」の育成を目指していること、社会の質的变化、経年変化に伴い、今後、高度な法的知識を要する社会的必要性がさらに高まっていることを告知することによって、就学・進学意欲を高め、本研究科に誘いたいと考えている。また、設置要請のあった「愛媛県市長会」、「愛媛県町村会」をはじめとして、本学と連携協定を結んでいる愛媛県、松山市、内子町、西条市他に対しても、本研究科の告知・広報を実施する（松大GPを契機において実施した、講義科目「松山大学法学部 自治体首長リレー講座」（通年・4単位）（概要は、松山大学法学部松大GP推進委員会（委員長 妹尾克敏）『松山大学法学部 自治体首長リレー講座 2012年度～2013年度』（ぎょうせい、2014年）参照）の後継企画である、講義科目「リレー講座（自治体）」（通年・4単位）の終了後の講師との談話において、本研究科に関する告知・広報を行っている）。各地方公共団体からの出張講義・セミナーの開催や共同研究や研究協力を平素から継続し、それらの現場サイドから「法律学に関する高度専門職業人」の必要性と各行政内でのキャリアアップのための必須的資格のひとつとして、認識してもらうように、学生確保に向けた告知活動を展開している。

より具体的には、本法学部教員（倉澤生雄法学部長及び妹尾克敏教授）は、毎年、愛媛県が主催する職員研修（初任者研修及びステージアップ研修）の講師を担当している（公務員制度論、行政法 [倉澤]；地方自治制度、地方自治法 [妹尾]）。特に、ステージアップ研修は、全ての自治体職員が受講する訳ではなく、希望する若手の職員が選択して受講するものである。講義内容は、自治体のシステム整備（法律変更に伴うキャッチアップ的な条例案の作成スキルを身につけるだけでなく、今後の地域社会の在り方を展望した創造的な政策を形成することも視野に入れている）に関するものである。各講座を二日ないし三日の日程で実施しているが、内容が多岐にわたるため、この程度の日程では十分な能力の涵養が難しい。そこで、研修のメニューと本研究科との間で何らかの連携が図れないか協議しているところである。

² 全国賃貸住宅の平均坪単価家賃 <http://www.token.co.jp/estate/rent/>

b 司法書士、行政書士、社会保険労務士等社会の法化を支えるために必須の職種にある者

bに関して、設置要請のあった「愛媛県行政書士会」及び「愛媛県社会保険労務士会」に加えて、司法書士をはじめとした各種士業団体への定期的な告知・広報活動や本学教員による定期的な各種士業向けの勉強会・研究会を開催し、各種イベント協力等も積極的に関与してその連携関係強化と「法律学に関する高度専門職業人」の目的やその有効性の深化を説得的に説明する活動をおこなっている。また、それらの団体からのパイロットプランとして入学者の積極的な受け入れを考えている。すなわち、愛媛県社会保険労務士会と社会保険労務士の受け入れに関する協定を締結し、同会から、社会保険労務士試験合格後3年以上の実務経験を有する者の推薦を受け、毎年1人程度を大学院生として受け入れる特別の推薦入試制度も構想している（明治大学大学院や関西大学大学院にはすでに設けられている制度）。このような仕組みを通じ、人材を輩出することで、循環的、継続的な関係を構築する。さらに、地域社会の法化を支える人材を育成する機関としての本研究科を支える人材である本学職員に対して、本研究科において学修できる環境整備を関係部署に働きかける。その結果として、bタイプの学生確保を図る。

c 学生（新卒者・国内外の本学提携大学及び教育機関からの学生）

cに関して、まず、既存学部での定員充足が基礎になるものと考え。本学への総志願者数は、平成26年度から平成30年度の過去5年間でも入学定員の6倍から7倍の人数を維持している。そして、法学部法学科においても同じ傾向にある。また、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員超過率からみても、既存学部における学生確保は安定して行うことができている（資料09）。次に入学の初年次教育の段階から「法律学に関する高度専門職業人」を意識させるとともに、その高度専門職業人としての学生のキャリアビジョンを醸成してきている。その結果、毎年、複数名の学生が法学研究科への進学を希望しているが、地理的環境（松山—岡山（岡山県）は、2時間30分以上、松山—高松（香川県）は、2時間30分程度、松山—徳島（徳島県）は、3時間40分程度、松山—高知（高知県）は、3時間程度、松山—広島（広島県）は、船での移動となる。また、瀬戸大橋は、しばしば強風のため、電車の運行が止まる）のため、県外の大学院に進学するか、進学を断念し、就職しているのが現状である。

加えて意欲のある学生を本研究科への入学に誘導する仕組みとして、早期卒業制度（在学3年間での卒業）を導入するための実質的な議論に入っている（本法学部内の学部教育検討小委員会において、実施に向けた計画立案を行い、導入を目指している）。

また、本学の提携大学は、国外10校・国内9校への告知・広報活動により、日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築において高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材の育成を目指していることを認知させる。なお、現在、海外から留学中の学生や過去に本学への留学経験のある学生への進学指導の強化も図っていく（交流協定締結校である台湾・東呉大学大学院生（弁護士資格を保有；現在は同大学院において博士号を取得）を平成27年7月から本法学部に研究員として受け入れ、台湾・玄奘大学の学生を平成27年9月から交換留学生として学生を受け入れ、さらに、同大学教員を平成30年9月から本法学部に研究員として受け入れている。これ以外にも、学術交流協定提携校である台湾・玄奘大学及び東呉大学から、大学院生の受入れに関す

る問い合わせが何度もあったが、法学研究科を有しない現状ではいずれも受け入れを断念せざるを得なかった。

法学研究科と法科大学院との差別化

司法制度改革審議会（平成 11 年 7 月設置）は、平成 13 年 6 月 12 日、「司法制度改革審議会意見書」（以下、「意見書」という。）を出している。この意見書に基づき、法科大学院制度が導入されたが、四国唯一の法科大学院であった「香川大学・愛媛大学連合法務研究科（いわゆる、四国ロースクール）」の募集停止を受けて、本研究科の設置に対する不安があることがアンケート結果から読み取れる。

- ・「法務研究科（ロースクール）のような現在破綻したともいえるような存在にならないように期待する。」（地方公共団体）。
- ・「昨今、法務研究科が人気大学以外どこも定員割れをしている状況、また、卒業後も安定した進路が確約されていないということ等を踏まえて、それでもなお、松山大学に法学研究科を設置する強い理由が無いのであれば設置は控えた方が良いと思います。」（地方公共団体）。

しかし、上記の意見書を踏まえた規制改革は進展中である（例えば、公益通報者保護法の立法化、労働関係において ADR を利用する事案の増加、弁護士事務所による問題解決を宣伝する広告の増加など）。これは、社会生活を送る上でも、「最終的には裁判所による判断」に基づいて事案を解決するという意識が広まっていることを示すものである。また、同アンケートには、次のような指摘もあった。

- ・「法化社会化及び高齢化社会となっている。現代において、不利益を被りやすい人々を援助する仕組みを構築する必要があると考える。高齢化社会となっている日本では、法律が分からず、十分に活用できないまま、不利益を被っていると思います。その法化社会を支える人材の育成機関として、コミュニケーションのできる『法化社会を支える人材の育成機関』として松山大学大学院法学研究科が設置されることを大変期待しています。」（地方公共団体）。
- ・「我々行政職員にとって法を守るとは、一義的には事務手続きを行うことと同義であると思われるが、法に基づいて下したはずの行政処分そのものが争われることもあり、そうなる则事務手続きは、行政職員の職務を担保するものだと云った方がより適切になるかもしれない。法化社会の進展により、今後事務手続きは更に複雑化することが予想されるが、私たちの職務を担保するために、また不利益を被りやすい方々のために、何が必要となるのかなど、実学としての法知識を学べる場であることを望む。」（地方公共団体）。

以上の状況に鑑みるとともに、愛媛県市長会、「愛媛県町村会」、「愛媛県行政書士会」及び「愛媛県社会保険労務士会」からの設置要請を踏まえて、本研究科の意義とそこにおいて養成される人物像及び、今回設置する本研究科と法科大学院との差異について説明をしていく。

本研究科の意義を考えるにあたり、法科大学院との差異化は非常に重要な視点である。本研究科と法科大学院の差異は、法律学のどの側面に重点をおくかにかかっており、そ

の研究教育の方法は大幅に異なる。そして、端的に、「本研究科において獲得できる能力（目標となる人材）」を示すと、次のようになり、法科大学院との差異も明瞭となるであろう。

本研究科において獲得できる能力（目標となる人材＝法律学に関する高度専門職業人）
法・判例運用能力

社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって、対応できる能力（をもつ人材）

法例立案能力

社会の変化に伴う問題が生じ、現行法の解釈運用では十分対応できなくなった場合、新立法（案）を立案して、対応できる能力（をもつ人材）

法科大学院が目標とする人材（対比として）

法科大学院において獲得できる能力

（少なくとも、司法試験合格率を教育の質保証において重視し、司法試験受験時期を既修者2年次又は未修者3年次前倒しする改正案が提出されている現状を直視した場合）

最適判例適用能力

短時間に、今までの紛争解決に利用された判例（特に判例集掲載判例）を最重要指標として、具体的な紛争を法的に解決する能力

なお、「今回設置する法学研究科と法科大学院との差別化」への期待は、以下の社会人アンケート結果にも表れている。

- ・「松山という地域性において、企業での法整備に関することに増し、それ以上に高齢者の多い時代に入り、個人と法への関わりという面においてより今後、専門性の高い人材が必要となると思われる。若い方々にとって、個人として、高齢者に関わり、法的な処置を行っていくことはより地味で、グローバルという点においても魅力の少ない立場としての関わりになるが、足元における地道な法活動を広げていける様な存在になる方々や、地方での法学に関わる専門家を育てていく点においてなら、地方での法学に関わる専門家を育てる機関として松山大学における大学院も必要となるであろう。中央での大学院との差別化を計った上での設置が望ましい。」（社会保険労務士）。
- ・「松山大学として地域に根ざして活動される中で、一般的な事柄のみを教授していくようなイメージではロースクールとさほど変わらないと思われる。設置されることに反対はしないが、他の大学の法学研究科との差別化、ロースクールとの差別化を是非とも図っていただきたい。「松山大学でしか学べない内容」を是非とも盛り込んでいただきたい。」（地方公共団体）。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本研究科の教育目標は、日本社会の質的变化を踏まえた地域社会の構築又は再構築において高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材の育成である。より具体的には、「Ⅰ．地方公務員（場合によっては国家公務員）として高度化された法務分野において活躍できる人材」（「法例立案能力」の涵養により力点をおいた人材）「Ⅱ．行政書士、社会保険労務士等、社会の法化を支えるために必須の職種として活躍できる人材」（「法・判例運用能力」の涵養により力点をおいた人材）である。

「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」を体得した学生（修了生）は、法原理（及びその射程）の知識を前提に、法原理が法制度及び法解釈（判例・通達などの実務的運用）においてどのように具体化しているかについて現在の状況を確認し、問題点を指摘した上で解決策を示すとともに（法・判例解釈運用）、別の解決策を示す能力（法例立案能力）を体得していることになる。

法例立案能力

法律（条例）立案能力に重点がある。社会の変化に伴い、判例の枠内では妥当な結論を得ることが難しい状況において、新たな法的な枠組みを設定するための法律（条例）立案能力は、**判例運用能力**と同程度以上の重要性が増すからである。

法・判例運用能力

法・判例運用能力に重点がある。その具体的内容は、判例の枠内で妥当な結論を得るための技法（特に、民事裁判では、そもそも判決を下すのか、それとも和解による解決を目指すのかという判断を含む）を指すが、これは、裁判官経験者が体得していると思われる技法であると考えられる。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

A 上述のとおり、社会人の3年間のアンケート結果（表20～表24参照）から、本学研究科が設置された場合に進学及び入学を希望する者の数は年度により大きな変化はなく安定している。特に進学志望者数について取上げると、「ぜひ進学したい」または「進学したい」を合わせると平成29年度には4名、平成30年度には4名となり、定員3名を超えていることが明確になっている。

また、社会人アンケートには、次のような指摘があり、本研究科により獲得できる能力の需要を読み取ることができる。

1) 社会の質的变化に対する対応能力

「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」

・社会情勢に適応でき課題解決に向けた法的思考ができる人材の輩出（地方公共団体）。

2) 法化社会化に対する対応能力（具体例として）

「法・判例運用能力」

・「民間・公務を問わず、法に則った行動が求められており、その知識を備えた人材

確保が必要と感じています。」(地方公共団体)。

- ・「法律に基づいた社会の中で、専門的な法律の知識だけでなく、活用しながら地域に役立てる人材が今後必要になってくるのではないかと個人的には考えます。その中で、松山大学に法学研究科が設置されれば、そういった人材育成につながるものと期待したいと思います。」(地方公共団体)。
- ・「法律は国民にとって必要かつ重要な要素ではあるが、日常生活においては関係する必要最小限において理解され興味を示されることが多いと思われる。今後の法化社会への移行に先行して、本過程が法的思考能力、運用能力を高め、我々の生活により身近な法的社会への実現に向けた人材育成となると願いたい。」(地方公共団体)。
- ・「法的問題を処理するために、地域の特性を考慮した上で、校訓「三実」の精神に基づいた行動できる人材の輩出、法化社会化及び高齢社会化を支える人材の育成機関として、「松山大学大学院法学研究科」が設置されることに大変期待している。」(地方公共団体)。
- ・「公務員として仕事をしている以上、法的根拠を常に念頭において執務すべきですが、現実問題、そうしたことを明確にすべき場面に直面したとき、困惑することが多々あります。…若手職員やこれから就職する若い人たちには法学をしっかり学んでほしいと思います。その機会が与えられる大学院の学科が設置されることは、これからの社会を担っていく世代にとって大変有益なことだと思います。」(地方公共団体)。

3) 高齢社会化に対する対応能力(具体例として)

「法・判例運用能力」

- ・「近年、成年後見に関する相談件数が増加しているため、これに対応する人材の育成が望まれる。」(行政書士)。
- ・「超高齢社会を支える日常的な法処理能力を身につける。」(社会保険労務士)。

「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」

- ・「現代の日本は、高齢化社会化が著しいが、(私の所属する)地方自治体においては、高齢化率が45%超の超高齢化社会をむかえている。このような状況を鑑み、今後の法化社会を支える人材の供給機関として、母校である松山大学に法学研究科が設置されることをご期待しております。」(地方公共団体)。
- ・「法的問題を処理するために、地域の特性を考慮した上で、校訓『三実』の精神に基づいた行動できる人材の輩出、法化社会化及び高齢社会化を支える人材の育成機関として、『松山大学大学院法学研究科』が設置されることに大変期待している。」(地方公共団体)。

4) 地域に根差した法学研究科

「法・判例運用能力」

- ・「松山という地域性において、企業での法整備に関することに増し、それ以上に高齢者の多い時代に入り、個人と法への関わりという面においてよい今後、専門性の高い人材が必要となると思われる。若い方々にとって、個人として、高齢者に関わ

り、法的な処置を行っていくことはより地味で、グローバルという点においても魅力の少ない立場としての関わりになるが、足元における地道な法活動を広げていける様な存在になる方々を育てていく点においてなら、地方での法学に関わる専門家を育てていく点においてなら、地方での法学に関わる専門家を育てる機関として松山大学における大学院も必要となるであろう。中央での大学院との差別化を計った上での設置が望ましい。」(社会保険労務士)。

- ・「既存の大学院法学研究科では、純粹の法学研究や訟務に重点が置かれているように感じるが、地方自治体を経営している立場からは政策法務や法制執務(一部改正技術以外の)に精通している人材の育成に力を入れてほしいと思う。」(地方公共団体)。
- ・「地方分権が呼ばれる中、今後地方への権限の移譲が進むに伴い、地方自治体の自治立法能力の強化が必要となってくる。現在、大学の法学部、大学院法学研究科を卒業し、又は終了して、自治体職員となっても、自治立法能力の面では、全く即戦力にはならず、就職後の研修などで能力の修得を図っているが、十分な能力が身に着いていない状況にある。このような状況を踏まえ、校訓の「三実」のうち、「実用」に根差した公務員として即戦力となる輩出頂くことが重要と考える。」(地方公共団体)。

「法例立案能力」

- ・「まず初めに、松山大学法学部の意義として、リーガルマインド(法的思考力)を身につけるとともに、現代社会を生き抜くための力をつけた人材を育成するための場であり、出身者については民間企業や公官庁への就職をしている。特に公官庁である地方自治体の公務員については、法律知識の理解、法令の制定及び制定は不可欠な業務である。松山大学大学院法学研究科の修士課程についても、多様多様な法学(憲法、民法、刑法、地方自治体など)を幅広く学ぶことができる一方、在学中に公務員において法学に関する必要な知識を十分に習得するのは難しいと思われる。現代での法化社会においては、地方自治体に関連する業務として、条例などの法令整備や法律を深く理解し、住民に分かりやすく伝える能力は、地方自治体の公務員は特に強く求められる。そのためにも、大学院法学研究科というのは、地域問題を理解しつつ、解決に向けた法律に関する能力を身に付け、地方公務員としての法務処理能力を高める場としては、非常に重要な位置付けになるのではないかと考えられる。よって、人材育成の環境として、四国にて数少ない法学部を有している松山大学の役割は大きいものであり、大学院法学研究科設置についても、大きな期待をしている。」(地方公共団体)。
- ・「地域に根ざした高度職業人を育成する期間として、非常に期待が持てる。特に、就職した後、学内知識を体得する機会は少ないことから志のある社会人がキャリア形成を考える上で必要な機関と思う。」(地方公共団体)。
- ・「愛媛県内には法科大学院がないため、県内に在住しながら法律を深く学びたいと考える人にとって、とても魅力的だと感じます。地元で法化社会を支える人材を輩出するという点が地域貢献にもつながると思います。法律を学ぶことの目的は人によって様々だと思いますが、それぞれの目的を達成できるような、充実した学びの場になってほしいです。」(地方公共団体)。

- ・「自治体職員には、各職場毎に係る関係法令が違って来るが、年々増加する業務に追われ法令に順じた政策の執行が不十分な現状である。住民ニーズが多様化する今日、行政職員には、法政実務の感覚を身につけることが求められる。一方、全ての職員が法令実務に精通することは困難であり、高度な専門知識を身につけた職員の確保が必要であり、大学院法学研究科には、人材育成に大いに期待しております。」（地方公共団体）。
- ・「法学系大学院で地域公共政策士等の資格取得に向けた取組が進められているが、松山大学でも、このような資格教育プログラムを進め、地域公共政策のプロフェッショナルの育成に努めていただくことを大いに期待している。」（地方公共団体）。

「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」

- ・「現在の社会生活を送っていくには法律の知識が求められており、様々な職種において法律の専門的な知識を必要としている。いわゆる法曹を育成するロースクールが四国からなくなっている状況なかで法化社会を支える人材は法曹三者に限られるものではなく、多種多様な分野の専門家が法律を扱い社会に貢献していくことが大切であると思う。行政機関においては、法制執務担当者以外でも、部署毎にそれぞれ所管省庁の法令に基づいて仕事をしており、県内に法科大学院が設立されることには、大きな期待をもっている。法律の解釈を身につけるのは当然のことながら、政策立案や立法化などのスキルも学べる環境であってほしい。」（地方公共団体）。

「法例立案能力」及び「法・判例運用能力」と「最適判例適用能力」の差別化

- ・「松山大学として地域に根ざして活動される中で、一般的な事柄のみを教授していくようなイメージではロースクールとさほど変わらないと思われる。設置されることに反対はしないが、他の大学の法学研究科との差別化、ロースクールとの差別化を是非とも図っていただきたい。『松山大学大学院法学研究科でしか学べない内容』を是非とも盛り込んでいただきたい。」（地方公共団体）。

5) 地方自治体との連携

「法例立案能力」

- ・「人口減。日本の財政状況が悪化していく中、即戦力が求められる時代にある。現場での法的運用能力や実践力は特に必要と思われるが、就職時期まで活かされないのは、もったいない。大学院で学ぶときから、積極的に社会に触れていけるような連携やアイデア創出等も期待したい。」（地方公共団体）。

B 地方自治体の法化社会への対応としての職員の「法律学に関する高度専門職業人」化

現在、愛媛県内の地方自治体職員がより高度な知識又は能力を身に着けようとする場合には、県外に設置されている各種研修機関に出向いて研修を受けることになる。このような研修機関には、総務省が所管する総務省自治大学校（以下、「自治大学校」という。）、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会の4団体が設立した公益財団法人全国市町村財団が設立する市町村職員中央研修所（以下、「市町村アカデミー」という。）、公益財団法人全国市町村研修財団が設立する全国市町村国際文化研修所（以下、「国際文化アカデミー」という。）がある。

そこで、愛媛県及び愛媛県内の市、町がこれらの研究機関に職員を派遣している実績を調査した。愛媛県から自治大学校に年間2名派遣されている（在籍期間は6か月；現在も継続中）。また、政策研究大学院大学が埼玉大学大学院であった時代に、同大学院への派遣が行われてきたが、平成16年度で終了した。その後、平成27年度から平成29年度までは一橋大学大学院への派遣が行われた。

また、愛媛県町村会によれば、愛媛県内の9町から平成27年度及び平成28年度の2年間で短期の職員研修（3～7日）に延べ3名が派遣されており、さらに、愛媛県内11市においても自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミーへの職員派遣の実績がある。特に、本学の地元松山市は、下に記すように自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミーに毎年度職員を派遣している（表26参照）。

上記の事実から、地方自治体は、一定数の職員に対し、より高度な知識及び能力を身に付けさせようとしており、これに応じて研修を受けている職員がいることがわかる。しかしながら、これらの研修機関は県外に設置されているため、費用及び時間という観点から派遣可能な職員が制限されてしまう。研修機関で研修を受けてきた者の他にも、高度な知識を身に付けたいと希望しているが県外の研修機関に行くことのできない職員が一定数いるものとする。本研究科は、このような職員の希望に対する受け皿となることが想定できよう。さらに、本研究科は、すでに研修機関で研修を受けてきた職員に対しても、より背景的及び理論的な視点を伴う「法律学に関する高度専門職業人」への育成を目指している。すなわち、社会に問題が生じた場合、現行法の枠内で機動的に法・判例解釈運用を行うことによって対応できる能力及び社会の変化を機敏にとらえ、機動的に対応できる法例立案能力を備えた者の育成である。この点が本研究科の特色である。研修機関ですでに研修を受けてきた職員、又は、時間的、費用的な面で研修機関に行くことのできないものの、変化している地域社会において積極的に関わっていく意欲のある職員に対して本研究科の果たす役割は高いものとする。

表 26

松山市の実績

(単位：名)

	自治大学校	市町村アカデミー	国際文化アカデミー	小計
平成26年	1	5	3	9
平成27年	1	3	5	9
平成28年	2	2	8	12
平成29年	2	2	7	11
平成30年	2	6	4	12
小計	8	18	27	

C 社会の法化を支えるために必須の職種にある者の「法律学に関する高度専門職業人化」

社会の法化を支えるために必須の職種にある者として社会保険労務士の例を挙げる。

全国社会保険労務士会連合会によると、平成31年4月末の愛媛県の社会保険労務士の人数は362名、そのうち特定社会保険労務士の人数は105名である。

社会保険労務士においては、適法な労務管理の指導のみならず、個別労働関係紛争に関して、すべての社会保険労務士が民事・行政訴訟において当事者の補佐行為を行うこと、そして特定社会保険労務士においては、行政型ADRである都道府県労働局や労働委員会、民間型ADRである社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせん・調停手続において代理行為を行うことにより、紛争の迅速かつ適法な処理に貢献する役割が大いに期待されるようになってきている。また、紛争調整委員会の委員をはじめ、都道府県労働委員会委員や社労士会労働紛争解決センターのあっせん委員、裁判所の労働審判員や司法委員、民事調停委員等として、非常に多くの社会保険労務士が、紛争処理制度を運営する人材としても活躍しており、その役割を全うするためにも、労働関係法規に関する高度な専門的知識を修得、向上させようとする機運が高まっている。このような機運の下で、一定数の愛媛県内の社会保険労務士が本研究科に来ることは予想できる。そして、本研究科において、「実務」を「アカデミックな研究者の視点」（実務を相対化する視点）から見ることができ、その視点から構築した理論及びそこから導かれた結論を主体的に活用できる「法律学に関する高度専門職業人」となっていくことは、地域社会にとっても重要であると考えられる。

(3) 本学既設研究科との差異

最後に、本学の設置する他研究科において、定員充足状況が著しく低い状態が続いていることについて言及する。経営学研究科及び経済学研究科は税理士試験の科目免除制度を利用しようと考えて入学する者もいた。しかし、法改正によって科目免除対象科目が変更されてしまったこと及び科目担当教員が退職したことにより、科目免除制度を利用しようとする者にとって当該研究科に入学する魅力が著しく低下してしまった。言語コミュニケーション研究科は、現職の中学校及び高等学校の英語教員が専修免許状を取得するために進学してくることを想定していた。しかし、隣接する愛媛大学教育学研究科に、新たに教育実践高度化専攻（教職大学院）が設立されたことにより、専修免許状の取得を目指す者は愛媛大学教育学研究科を志望するようになってしまった。その影響を受けて志願者を減らすことになった。その後、弾力的に定員を見直すこともなく経過してきたが、平成31年3月に松山大学大学院学則を変更し、次の通り入学定員を削減した。すなわち、修士課程及び博士前期課程について、本学は、経済学研究科、経営学研究科及び社会学研究科の入学定員を半減させ、また、言語コミュニケーション研究科英語コミュニケーション専攻は半数以下に削減させた。このように、他研究科は法改正に伴う影響又は教職大学院の設立といった外部的要因によって志願者を減らすことになったことがわかる。

本研究科に所属する教員には、愛媛県及び愛媛県内の市、町に設置される各種委員会の委員又は委員長を務める者、地方公共団体の職員研修の講師を務める者、社会保険労務士会総合研究機構所長を務める者がいる。これらの教員は、恒常的に地方公共団体職員及び社会保険労務士などの実務家と接してきている。社会保険労務士のような実務家及び地方公共団体職員は、まさに本研究科の入学者像と合致する者である。教員と想定する入学者の間に恒常的な接点が存在していることが、本研究科の強みといえる。本研究科の入学志願者は、このような恒常的な接点があることにより、外部的な影響を受けにくいものと考えられる。

資料 目次

- 資料 01 18歳人口予測（全体：四国 2018～2030年）
- 資料 02 進学者数・進学率・残留率（現役：四国：2018～2017年）
- 資料 03 第一次学生アンケート
- 資料 04 第二次学生アンケート
- 資料 05 第三次学生アンケート
- 資料 06 第一次社会人アンケート
- 資料 07 第二次社会人アンケート
- 資料 08 第三次社会人アンケート
- 資料 09 松山大学の過去5年間の入学試験結果について

1 (書類等の題名)

18歳人口予測(全体:四国 2018~2030年)(【資料1】1ページ)

2 (出典)

リクルート進学総研マーケットレポート Vol.68 2019年

http://souken.shingakunet.com/research/201901_shikoku_souken_report.pdf(p.2)

3 (引用範囲)

2018~2030年の四国全体と各県の18歳人口の予測される「人数」と「割合」の内訳及びその推移を表すグラフを引用した。

4 (その他の説明)

なし

1 (書類等の題名)

進学者数・進学率・残留率(現役:四国:2008~2017年)(【資料2】1ページ)

2 (出典)

リクルート進学総研マーケットレポート Vol.68 2019年

http://souken.shingakunet.com/research/201901_shikoku_souken_report.pdf(p.5)

3 (引用範囲)

2008~2017年の四国全体の「進学者数(大学・短期大学・専門学校)」「進学率(大学・短期大学・専門学校)」「残留率(大学・短期大学)」の内訳及びその推移を表すグラフを引用した。

4 (その他の説明)

なし

アンケート調査へのご協力をお願い

- ◆ 現在、松山大学では、本学の教育理念である校訓「三実」に基づいた大学教育の充実をめざし、2018（平成30）年4月の松山大学大学院法学研究科法学専攻修士課程（仮称）の開設に向けて準備・検討を行っております。

そこで、みなさんからの率直なご意見を賜り、新しい法学研究科の内容に反映させていきたいと考えております。

なにとぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケートに先立ち、松山大学法学研究科（設置構想中）をご紹介します。

名称：松山大学大学院法学研究科 法学専攻（修士課程）

開設予定年：2018（平成30）年4月1日

学位：修士（法学）

本法学研究科（修士課程）において要請しようとする人材

本研究科では、高度職業人を養成することを目的としています。より具体的には、本研究科は、国際感覚を身につけ、地域社会（法化社会化及び国際化）を支える公的セクターに「高度職業人」を輩出することを目的としています。

法学研究科設置を構想した背景及び経緯

日本は、現在、法化社会に移行しつつあります。法化社会では、これを構成する「ヒト」（自然人／法人）の関係性は、権利／義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、法化社会で生活する全ての者は法的思考能力及び法運用能力を体得していることが重要となります（「司法制度改革審議会」による「司法制度改革審議会意見書」（2001（平成13）年6月12日付）参照）。

このような状況において、地域に根差した大学・松山大学法学部としては、法的思考能力及び法運用能力を体得している者を養成することが、緊急の課題と考え、この課題を解決する糸口を与えることが地域貢献にもつながると考えました。

そこで、本学の校訓「三実」に根差した法学研究科を設置するために準備を開始した次第でございます。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために図っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

アンケート

【進路について】

問1 あなたの学年を選択してください。⇒マークシート1に記入してください。

- ① 1年次生 ② 2年次生 ③ 3年次生 ④ 4年次生

問2 あなたの学部を選択してください。⇒マークシート2に記入してください。

- ① 経済学部 ② 経営学部 ③ 人文学部 ④ 法学部 ⑤ 薬学部

資料 03 第一次学生アンケート

問3 あなたは、大学卒業後、どのような進路を希望しますか。1つだけ選択してください。

⇒マークシート3に記入してください。

- ① 大学院進学 ⇒ 問4にお進みください。
- ② 就職 ⇒ 問5にお進みください。
- ③ その他 ⇒ 問6にお進みください。

問4～問7に対する回答は【はい】の場合は【1】にマーク、【いいえ】の場合は【2】にマークをしてください。

問4 次の大学院研究科の分野について進学したいと思いますか。【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート4に記入) 法学関係
- ②(マークシート5に記入) 法務関係(法科大学院)
- ③(マークシート6に記入) 政治学関係
- ④(マークシート7に記入) 経済学関係
- ⑤(マークシート8に記入) 政策学関係
- ⑥(マークシート9に記入) 教育関係(教員養成を含む)
- ⑦(マークシート10に記入) 国際関係
- ⑧その他(①～⑦以外の分野に進学したいと思う方はマークシート11に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問5 下記の職種について、あなたは将来希望したいと思いますか。

【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート12に記入) 裁判官、検察官、弁護士
- ②(マークシート13に記入) 司法書士、行政書士、社会保険労務士
- ③(マークシート14に記入) 国家公務員、地方公務員
- ④(マークシート15に記入) 裁判所事務官、検察事務官、家庭裁判所調査官
- ⑤(マークシート16に記入) 刑務官、法務教官
- ⑥(マークシート17に記入) 企業の法務担当職
- ⑦(マークシート18に記入) 企業の総合職、企業の一般職員
- ⑧(マークシート19に記入) 国際機関職員、外資系企業
- ⑨(マークシート20に記入) パラリーガル(法律事務所職員)
- ⑩(マークシート21に記入) 教員
- ⑪(マークシート22に記入) 研究者
- ⑫(マークシート23に記入) NPO・NGO職員
- ⑬ その他(他に希望する職種がある方はマークシート24に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

【松山大学大学院法学研究科について】

問6 あなたは、下記のを法学研究科に期待しますか。

【期待する】場合は【1】、【期待しない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 25 に記入) 地域社会を支え、地域社会から必要とされる人材の輩出
- ②(マークシート 26 に記入) 法化社会化に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ③(マークシート 27 に記入) アジアの中の日本という視点から法的専門性を生かして問題解決ができる人材の輩出
- ④(マークシート 28 に記入) 高齢社会に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ⑤ その他(他に期待するものがある方は、マークシート 29 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問7 松山大学大学院法学研究科では、研究科在学生在が次のような能力を身につけることを目標としていますが、下記の中から、あなたが社会生活を送る上で特に必要と思い、身につけたいと考えている能力について当てはまるものについて、選んでください。

【当てはまる】場合は【1】、【当てはまらない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 30 に記入) 法化社会支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ②(マークシート 31 に記入) 高齢社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ③(マークシート 32 に記入) 国際的な場面（特にアジア）において、文化的障壁を乗り越えて活躍できる能力
- ④(マークシート 33 に記入) 日常的な問題について、法的処理を行うために必要となる法運用能力
- ⑤(マークシート 34 に記入) 公的部門での実践的な専門能力
- ⑥(マークシート 35 に記入) 企業活動での実践的な専門能力
- ⑦(マークシート 36 に記入) 法律専門職資格を取得できる程度の法的専門能力
- ⑧ その他(他に当てはまる能力がある方は、マークシート 37 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

資料 03 第一次学生アンケート

問8 松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート38に記入してください。

- ① ぜひ受験したい。
- ② 受験したい。
- ③ 選択肢の一つとして受験したい。
- ④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい。
- ⑤ 受験を希望しない。

問9 松山大学に、大学院法学研究科を設置することに関してご意見がある場合、ご自由にご記入ください。

～～～以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。～～～

アンケート調査へのご協力をお願い

- ◆ 現在、松山大学では、本学の教育理念である校訓「三実」に基づいた大学教育の充実をめざし、2019（平成31）年4月の松山大学大学院法学研究科法学専攻修士課程（仮称）の開設に向けて準備・検討を行っております。

そこで、みなさんからの率直なご意見を賜り、新しい法学研究科の内容に反映させていきたいと考えております。

なにとぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケートに先立ち、松山大学法学研究科（設置構想中）をご紹介します。

名称：松山大学大学院法学研究科 法学専攻（修士課程）

開設予定年：2019（平成31）年4月1日

学位：修士（法学）

本法学研究科（修士課程）において要請しようとする人材

本研究科では、高度職業人を養成することを目的としています。より具体的には、本研究科は、国際感覚を身につけ、地域社会（法化社会化及び国際化）を支える公的セクターに「高度職業人」を輩出することを目的としています。

法学研究科設置を構想した背景及び経緯

日本は、現在、法化社会に移行しつつあります。法化社会では、これを構成する「ヒト」（自然人／法人）の関係性は、権利／義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、法化社会で生活する全ての者は法的思考能力及び法運用能力を体得していることが重要となります（「司法制度改革審議会」による「司法制度改革審議会意見書」（2001（平成13）年6月12日付）参照）。

このような状況において、地域に根差した大学・松山大学法学部としては、法的思考能力及び法運用能力を体得している者を養成することが、緊急の課題と考え、この課題を解決する糸口を与えることが地域貢献にもつながると考えました。

そこで、本学の校訓「三実」に根差した法学研究科を設置するために準備を開始した次第でございます。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために因っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

アンケート

【進路について】

問1 あなたの学年を選択してください。⇒マークシート1に記入してください。

- ① 1年次生 ② 2年次生 ③ 3年次生 ④ 4年次生

問2 あなたの学部を選択してください。⇒マークシート2に記入してください。

- ① 経済学部 ② 経営学部 ③ 人文学部 ④ 法学部 ⑤ 薬学部

資料 04 第二次学生アンケート

問3 あなたは、大学卒業後、どのような進路を希望しますか。1つだけ選択してください。

⇒マークシート3に記入してください。

- ① 大学院進学 ⇒ 問4にお進みください。
- ② 就職 ⇒ 問5にお進みください。
- ③ その他 ⇒ 問6にお進みください。

問4～問7に対する回答は【はい】の場合は【1】にマーク、【いいえ】の場合は【2】にマークをしてください。

問4 次の大学院研究科の分野について進学したいと思いますか。【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート4に記入) 法学関係
- ②(マークシート5に記入) 法務関係(法科大学院)
- ③(マークシート6に記入) 政治学関係
- ④(マークシート7に記入) 経済学関係
- ⑤(マークシート8に記入) 政策学関係
- ⑥(マークシート9に記入) 教育関係(教員養成を含む)
- ⑦(マークシート10に記入) 国際関係
- ⑧その他(①～⑦以外の分野に進学したいと思う方はマークシート11に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問5 下記の職種について、あなたは将来希望したいと思いますか。

【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート12に記入) 裁判官、検察官、弁護士
- ②(マークシート13に記入) 司法書士、行政書士、社会保険労務士
- ③(マークシート14に記入) 国家公務員、地方公務員
- ④(マークシート15に記入) 裁判所事務官、検察事務官、家庭裁判所調査官
- ⑤(マークシート16に記入) 刑務官、法務教官
- ⑥(マークシート17に記入) 企業の法務担当職
- ⑦(マークシート18に記入) 企業の総合職、企業の一般職員
- ⑧(マークシート19に記入) 国際機関職員、外資系企業
- ⑨(マークシート20に記入) パラリーガル(法律事務所職員)
- ⑩(マークシート21に記入) 教員
- ⑪(マークシート22に記入) 研究者
- ⑫(マークシート23に記入) NPO・NGO職員
- ⑬ その他(他に希望する職種がある方はマークシート24に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

【松山大学大学院法学研究科について】

問6 あなたは、下記のことを法学研究科に期待しますか。

【期待する】場合は【1】、【期待しない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 25 に記入) 地域社会を支え、地域社会から必要とされる人材の輩出
- ②(マークシート 26 に記入) 法化社会化に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ③(マークシート 27 に記入) アジアの中の日本という視点から法的専門性を生かして問題解決ができる人材の輩出
- ④(マークシート 28 に記入) 高齢社会に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ⑤ その他(他に期待するものがある方は、マークシート 29 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問7 松山大学大学院法学研究科では、研究科在学生在が次のような能力を身につけることを目標としていますが、下記の中から、あなたが社会生活を送る上で特に必要と思い、身につけたいと考えている能力について当てはまるものについて、選んでください。

【当てはまる】場合は【1】、【当てはまらない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 30 に記入) 法化社会支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ②(マークシート 31 に記入) 高齢社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ③(マークシート 32 に記入) 国際的な場面（特にアジア）において、文化的障壁を乗り越えて活躍できる能力
- ④(マークシート 33 に記入) 日常的な問題について、法的処理を行うために必要となる法運用能力
- ⑤(マークシート 34 に記入) 公的部門での実践的な専門能力
- ⑥(マークシート 35 に記入) 企業活動での実践的な専門能力
- ⑦(マークシート 36 に記入) 法律専門職資格を取得できる程度の法的専門能力
- ⑧ その他(他に当てはまる能力がある方は、マークシート 37 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

資料 04 第二次学生アンケート

問8 松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート 38 に記入してください。

- ① ぜひ受験したい。
- ② 受験したい。
- ③ 選択肢の一つとして受験したい。
- ④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい。
- ⑤ 受験を希望しない。

問9 松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（問8の①～③をマークした方）にお聞きします。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート 39 に記入してください。

- ① ぜひ進学したい。
- ② 進学したい。
- ③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい。
- ④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい。
- ⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている。

問10 松山大学に、大学院法学研究科を設置することに関してご意見がある場合、ご自由にご記入ください。

～～～以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。～～～

アンケート調査へのご協力をお願い

- ◆ 現在、松山大学では、本学の教育理念である校訓「三実」に基づいた大学教育の充実をめざし、2020年（平成32）年4月の松山大学大学院法学研究科法学専攻修士課程（仮称）の開設に向けて準備・検討を行っております。

そこで、みなさんからの率直なご意見を賜り、新しい法学研究科の内容に反映させていきたいと考えております。

なにとぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケートに先立ち、松山大学法学研究科（設置構想中）をご紹介します。

名称：松山大学大学院法学研究科 法学専攻（修士課程）

開設予定年：2020年（平成32）年4月1日

学位：修士（法学）

本法学研究科（修士課程）において要請しようとする人材

本研究科では、高度職業人を養成することを目的としています。より具体的には、本研究科は、国際感覚を身につけ、地域社会（法化社会化及び国際化）を支える公的セクターに「高度職業人」を輩出することを目的としています。

法学研究科設置を構想した背景及び経緯

日本は、現在、法化社会に移行しつつあります。法化社会では、これを構成する「ヒト」（自然人／法人）の関係性は、権利／義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、法化社会で生活する全ての者は法的思考能力及び法運用能力を体得していることが重要となります（「司法制度改革審議会」による「司法制度改革審議会意見書」（2001（平成13）年6月12日付）参照）。

このような状況において、地域に根差した大学・松山大学法学部としては、法的思考能力及び法運用能力を体得している者を養成することが、緊急の課題と考え、この課題を解決する糸口を与えることが地域貢献にもつながると考えました。

そこで、本学の校訓「三実」に根差した法学研究科を設置するために準備を開始した次第でございます。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために図っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

アンケート

【進路について】

問1 あなたの学年を選択してください。⇒マークシート1に記入してください。

- ① 1年次生 ② 2年次生 ③ 3年次生 ④ 4年次生

問2 あなたの学部を選択してください。⇒マークシート2に記入してください。

- ① 経済学部 ② 経営学部 ③ 人文学部 ④ 法学部 ⑤ 薬学部

資料 05 第三次学生アンケート

問3 あなたは、大学卒業後、どのような進路を希望しますか。1つだけ選択してください。

⇒マークシート3に記入してください。

- ① 大学院進学 ⇒ 問4にお進みください。
- ② 就職 ⇒ 問5にお進みください。
- ③ その他 ⇒ 問6にお進みください。

問4～問7に対する回答は【はい】の場合は【1】にマーク、【いいえ】の場合は【2】にマークをしてください。

問4 次の大学院研究科の分野について進学したいと思いますか。【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート4に記入) 法学関係
- ②(マークシート5に記入) 法務関係(法科大学院)
- ③(マークシート6に記入) 政治学関係
- ④(マークシート7に記入) 経済学関係
- ⑤(マークシート8に記入) 政策学関係
- ⑥(マークシート9に記入) 教育関係(教員養成を含む)
- ⑦(マークシート10に記入) 国際関係
- ⑧その他(①～⑦以外の分野に進学したいと思う方はマークシート11に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問5 下記の職種について、あなたは将来希望したいと思いますか。

【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート12に記入) 裁判官、検察官、弁護士
- ②(マークシート13に記入) 司法書士、行政書士、社会保険労務士
- ③(マークシート14に記入) 国家公務員、地方公務員
- ④(マークシート15に記入) 裁判所事務官、検察事務官、家庭裁判所調査官
- ⑤(マークシート16に記入) 刑務官、法務教官
- ⑥(マークシート17に記入) 企業の法務担当職
- ⑦(マークシート18に記入) 企業の総合職、企業の一般職員
- ⑧(マークシート19に記入) 国際機関職員、外資系企業
- ⑨(マークシート20に記入) パラリーガル(法律事務所職員)
- ⑩(マークシート21に記入) 教員
- ⑪(マークシート22に記入) 研究者
- ⑫(マークシート23に記入) NPO・NGO職員
- ⑬ その他(他に希望する職種がある方はマークシート24に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

【松山大学大学院法学研究科について】

問6 あなたは、下記のことを法学研究科に期待しますか。

【期待する】場合は【1】、【期待しない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 25 に記入) 地域社会を支え、地域社会から必要とされる人材の輩出
- ②(マークシート 26 に記入) 法化社会化に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ③(マークシート 27 に記入) アジアの中の日本という視点から法的専門性を生かして問題解決ができる人材の輩出
- ④(マークシート 28 に記入) 高齢社会に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ⑤ その他(他に期待するものがある方は、マークシート 29 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問7 松山大学大学院法学研究科では、研究科在学生が次のような能力を身につけることを目標としていますが、下記の中から、あなたが社会生活を送る上で特に必要と思い、身につけたいと考えている能力について当てはまるものについて、選んでください。

【当てはまる】場合は【1】、【当てはまらない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 30 に記入) 法化社会支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ②(マークシート 31 に記入) 高齢社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ③(マークシート 32 に記入) 国際的な場面（特にアジア）において、文化的障壁を乗り越えて活躍できる能力
- ④(マークシート 33 に記入) 日常的な問題について、法的処理を行うために必要となる法運用能力
- ⑤(マークシート 34 に記入) 公的部門での実践的な専門能力
- ⑥(マークシート 35 に記入) 企業活動での実践的な専門能力
- ⑦(マークシート 36 に記入) 法律専門職資格を取得できる程度の法的専門能力
- ⑧ その他(他に当てはまる能力がある方は、マークシート 37 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

資料 05 第三次学生アンケート

問 8 松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート 38 に記入してください。

- ① ぜひ受験したい。
- ② 受験したい。
- ③ 選択肢の一つとして受験したい。
- ④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい。
- ⑤ 受験を希望しない。

問 9 松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（問 8 の①～③をマークした方）にお聞きします。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート 39 に記入してください。

- ① ぜひ進学したい。
- ② 進学したい。
- ③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい。
- ④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい。
- ⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている。

問 10 松山大学に、大学院法学研究科を設置することに関してご意見がある場合、ご自由にご記入ください。

～～～以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。～～～

アンケート調査へのご協力をお願い

- ◆ 現在、松山大学では、本学の教育理念である校訓「三実」に基づいた大学教育の充実をめざし、2018（平成30）年4月の松山大学大学院法学研究科法学専攻修士課程（仮称）の開設に向けて準備・検討を行っております。

そこで、みなさんからの率直なご意見を賜り、新しい法学研究科の内容に反映させていきたいと考えております。

なにとぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケートに先立ち、松山大学法学研究科（設置構想中）をご紹介します。

名 称：松山大学大学院法学研究科 法学専攻（修士課程）

開設予定年：2018（平成30）年4月1日

学 位：修士（法学）

本法学研究科（修士課程）において養成しようとする人材

本研究科では、高度職業人を養成することを目的としています。より具体的には、本研究科は、国際感覚を身につけ、法化社会化及び国際化する地域社会を支える公的セクターに「高度職業人」を輩出することを目的としています。

法学研究科設置を構想した背景及び経緯

日本は、現在、法化社会に移行しつつあります。法化社会では、これを構成する「ヒト」（自然人／法人）の関係性は、権利／義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、法化社会で生活する全ての者は法的思考能力及び法運用能力を体得していることが重要となります（「司法制度改革審議会」による「司法制度改革審議会意見書」（2001（平成13）年6月12日付）参照）。

このような状況において、地域に根差した大学・松山大学法学部としては、法的思考能力及び法運用能力を体得している者を養成することが、緊急の課題と考え、この課題を解決する糸口を与えることが地域貢献にもつながると考えました。

そこで、本学の校訓「三実」に根差した法学研究科を設置するために準備を開始した次第でございます。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために図っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

資料 06 第一次社会人アンケート

アンケート

【進路について】

問1 あなたの最終学歴を選択してください。

⇒マークシート1に記入してください。

- ① 高校卒業 ② 短期大学卒業 ③ 大学卒業 ④ 大学院修了 ⑤ 専門学校卒業
⑥ その他

問2 差支えなければ、あなたの現在の部署を記入してください。

⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

問3 あなたは、将来、ご自身のキャリア形成を考える上で、大学院の進学を視野に入れておられますか。次の中から、1つだけ選択してください。

⇒マークシート2に記入してください。

- ① はい ⇒ 問4にお進みください。
② いいえ ⇒ 問5にお進みください。

問4 あなたが関心のある大学院研究科の分野はどれですか。次の中から2つまで選んでください。⇒マークシート3、4に記入してください。

- ① 法学関係 ② 法務関係（法科大学院） ③ 政治学関係 ④ 経済学関係
⑤ 政策学関係 ⑥ 教育関係（教員養成を含む） ⑦ 国際関係
⑧ その他（具体的に回答欄にご記入ください）

⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

【松山大学法学研究科について】

問5 あなたが法学研究科に期待するものがありますか。「期待する」場合は1を、「特に期待しない」場合は2をマークしてください。

- ① すべての人が尊重される社会の実現に向け、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート5に記入してください。

- ② 高度な法的専門性を身につけ、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート6に記入してください。

- ③ グローバルな視点を身につけ、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート7に記入してください。

- ④ 法的問題を処理するために、地域の特性を考慮した上で、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート8に記入してください。

- ⑤ その他（具体的に回答欄にご記入ください）

⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

【松山大学大学院法学研究科について】

問6 あなたが、法学研究科に期待するものがありますか。「期待する」場合は1を、「特に期待しない」場合は2をマークしてください。

- ① 地域社会を支え、地域社会から必要とされる人材の輩出
⇒マークシート9に記入してください。
- ② 法化社会化に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
⇒マークシート10に記入してください。
- ③ アジアの中の日本という視点から法的専門性を生かして問題解決ができる人材の輩出
⇒マークシート11に記入してください。
- ④ 高齢社会に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
⇒マークシート12に記入してください。
- ⑤ その他（具体的に回答欄にご記入ください）
⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

問7 松山大学大学院法学研究科では、研究科在学生在が次のような能力を身につけることを目標としています。下記の能力について、あなたが社会生活を送る上で特に必要と思い、身につけたいと考える場合は1を、そうではない場合は2をマークしてください。

- ① 法化社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
⇒マークシート13に記入してください。
- ② 高齢社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
⇒マークシート14に記入してください。
- ③ 国際的な場面（特にアジア）において、文化的障壁を乗り越えて活躍できる能力
⇒マークシート15に記入してください。
- ④ 日常的な問題について、法的処理を行うために必要となる法運用能力
⇒マークシート16に記入してください。
- ⑤ 公的部門での実践的な専門能力
⇒マークシート17に記入してください。
- ⑥ 企業活動での実践的な専門能力
⇒マークシート18に記入してください。
- ⑦ 法律専門職資格を取得できる程度の法的専門能力
⇒マークシート19に記入してください。
- ⑧ その他（具体的に回答欄にご記入ください）
⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

問8 松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート20に記入してください。

- ① ぜひ受験したい。
- ② 受験したい。
- ③ 選択肢の一つとして受験したい。
- ④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい。
- ⑤ 受験を希望しない。

資料 06 第一次社会人アンケート

問9 松山大学に、大学院法学研究科を設置することに関してご意見がある場合、ご自由にご記入ください。

⇒マークシートの裏面に記入してください。

～～～以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。～～～

アンケート調査へのご協力をお願い

- ◆ 現在、松山大学では、本学の教育理念である校訓「三実」に基づいた大学教育の充実をめざし、平成31（2019）年4月の松山大学大学院法学研究科法学専攻修士課程（仮称）の開設に向けて準備・検討を行っております。

そこで、みなさんからの率直なご意見を賜り、新しい法学研究科の内容に反映させていきたいと考えております。

なにとぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケートに先立ち、松山大学法学研究科（設置構想中）をご紹介します。

名 称：松山大学大学院法学研究科 法学専攻（修士課程）

開設予定年：平成 31（2019）年 4 月 1 日

学 位：修士（法学）

本法学研究科（修士課程）において要請しようとする人材

本研究科では、高度職業人を養成することを目的としています。より具体的には、本研究科は、国際感覚を身につけ、地域社会（法化社会化及び国際化）を支える公的セクターに「高度職業人」を輩出することを目的としています。

法学研究科設置を構想した背景及び経緯

日本は、現在、法化社会に移行しつつある。法化社会では、これを構成する「ヒト」（自然人／法人）の関係性は、権利／義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、法化社会で生活する全ての者は法的思考能力及び法運用能力を体得していることが重要となります（「司法制度改革審議会」による「司法制度改革審議会意見書」（2001（平成 13）年 6 月 12 日付）参照）。

このような状況において、地域に根差した大学・松山大学法学部としては、法的思考能力及び法運用能力を体得している者を養成することが、緊急の課題と考え、この課題を解決する糸口を与えることが地域貢献にもつながると考えました。

そこで、本学の校訓「三実」に根差した法学研究科を設置するために準備を開始した次第でございます。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために図っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

資料 07 第二次社会人アンケート

アンケート

【進路について】

問1 あなたの最終学歴を選択してください。

⇒マークシート1に記入してください。

- ① 高校卒業 ② 短期大学卒業 ③ 大学卒業 ④ 大学院修了 ⑤ 専門学校卒業
⑥ その他

問2 差支えなければ、あなたの現在の部署を記入してください。

⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

問3 あなたは、将来、ご自身のキャリア形成を考える上で、大学院の進学を視野に入れておられますか。次の中から、1つだけ選択してください。

⇒マークシート2に記入してください。

- ① はい ⇒ 問4にお進みください。
② いいえ ⇒ 問5にお進みください。

問4 あなたが関心のある大学院研究科の分野はどれですか。次の中から2つまで選んでください。⇒マークシート3、4に記入してください。

- ① 法学関係 ② 法務関係（法科大学院） ③ 政治学関係 ④ 経済学関係
⑤ 政策学関係 ⑥ 教育関係（教員養成を含む） ⑦ 国際関係
⑧ その他（具体的に回答欄にご記入ください）

⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

【松山大学法学研究科について】

問5 あなたが法学研究科に期待するものがありますか。「期待する」場合は1を、「特に期待しない」場合は2をマークしてください。

- ① すべての人が尊重される社会の実現に向け、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート5に記入してください。

- ② 高度な法的専門性を身につけ、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート6に記入してください。

- ③ グローバルな視点を身につけ、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート7に記入してください。

- ④ 法的問題を処理するために、地域の特性を考慮した上で、校訓「三実」の精神に基づいた行動ができる人材の輩出

⇒マークシート8に記入してください。

- ⑤ その他（具体的に回答欄にご記入ください）

⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

【松山大学大学院法学研究科について】

問6 あなたが、法学研究科に期待するものがありますか。「期待する」場合は1を、「特に期待しない」場合は2をマークしてください。

- ① 地域社会を支え、地域社会から必要とされる人材の輩出
⇒マークシート9に記入してください。
- ② 法化社会化に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
⇒マークシート10に記入してください。
- ③ アジアの中の日本という視点から法的専門性を生かして問題解決ができる人材の輩出
⇒マークシート11に記入してください。
- ④ 高齢社会に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
⇒マークシート12に記入してください。
- ⑤ その他（具体的に回答欄にご記入ください）
⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

問7 松山大学大学院法学研究科では、研究科在学生在が次のような能力を身につけることを目標としています。下記の能力について、あなたが社会生活を送る上で特に必要と思ひ、身につけたいと考える場合は1を、そうではない場合は2をマークしてください。

- ① 法化社会支えるために必要な法整備が可能となる能力
⇒マークシート13に記入してください。
- ② 高齢社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
⇒マークシート14に記入してください。
- ③ 国際的な場面（特にアジア）において、文化的障壁を乗り越えて活躍できる能力
⇒マークシート15に記入してください。
- ④ 日常的な問題について、法的処理を行うために必要となる法運用能力
⇒マークシート16に記入してください。
- ⑤ 公的部門での実践的な専門能力
⇒マークシート17に記入してください。
- ⑥ 企業活動での実践的な専門能力
⇒マークシート18に記入してください。
- ⑦ 法律専門職資格を取得できる程度の法的専門能力
⇒マークシート19に記入してください。
- ⑧ その他（具体的に回答欄にご記入ください）
⇒マークシート下部の記述回答部分に記入してください。

問8 松山大学大学院法学研究科を受験したいと思ひますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート20に記入してください。

- ① ぜひ受験したい。
- ② 受験したい。
- ③ 選択肢の一つとして受験したい。

資料 07 第二次社会人アンケート

- ④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい。
- ⑤ 受験を希望しない。

問9 松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（問8の①～③をマークした方）にお聞きします。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート21に記入してください。

- ① ぜひ進学したい。
- ② 進学したい。
- ③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい。
- ④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい。
- ⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている。

問10 松山大学に、大学院法学研究科を設置することに関してご意見がある場合、ご自由にご記入ください。

⇒マークシートの裏面に記入してください。

～～～以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。～～～

アンケート調査へのご協力をお願い

- ◆ 現在、松山大学では、本学の教育理念である校訓「三実」に基づいた大学教育の充実をめざし、2020（平成32）年4月の松山大学大学院法学研究科法学専攻修士課程（仮称）の開設に向けて準備・検討を行っております。

そこで、みなさんからの率直なご意見を賜り、新しい法学研究科の内容に反映させていきたいと考えております。

なにとぞ、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

アンケートに先立ち、松山大学法学研究科（設置構想中）をご紹介します。

名称：松山大学大学院法学研究科 法学専攻（修士課程）

開設予定年：2020（平成 32）年 4 月 1 日

学位：修士（法学）

本法学研究科（修士課程）において要請しようとする人材

本研究科では、高度職業人を養成することを目的としています。より具体的には、本研究科は、国際感覚を身につけ、地域社会（法化社会化及び国際化）を支える公的セクターに「高度職業人」を輩出することを目的としています。

法学研究科設置を構想した背景及び経緯

日本は、現在、法化社会に移行しつつあります。法化社会では、これを構成する「ヒト」（自然人／法人）の関係性は、権利／義務という視点から、法律の作法に従って構築されるため、法化社会で生活する全ての者は法的思考能力及び法運用能力を体得していることが重要となります（「司法制度改革審議会」による「司法制度改革審議会意見書」（2001（平成 13）年 6 月 12 日付）参照）。

このような状況において、地域に根差した大学・松山大学法学部としては、法的思考能力及び法運用能力を体得している者を養成することが、緊急の課題と考え、この課題を解決する糸口を与えることが地域貢献にもつながると考えました。

そこで、本学の校訓「三実」に根差した法学研究科を設置するために準備を開始した次第でございます。

校訓「三実」

真実：真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでたゆまず自ら真知を求める態度である。

実用：用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし、社会に奉仕する積極進取の実践的態度である。

忠実：人に対するまことである。人のために図っては己を虚うし、人と交わりを結んでは終生操を変えず、自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

アンケート

【進路について】

問 1 あなたの学年を選択してください。⇒マークシート 1 に記入してください。

- ① 1 年次生 ② 2 年次生 ③ 3 年次生 ④ 4 年次生

問 2 あなたの学部を選択してください。⇒マークシート 2 に記入してください。

- ① 経済学部 ② 経営学部 ③ 人文学部 ④ 法学部 ⑤ 薬学部

資料 08 第三次社会人アンケート

問3 あなたは、大学卒業後、どのような進路を希望しますか。1つだけ選択してください。
⇒マークシート3に記入してください。

- ① 大学院進学 ⇒ 問4にお進みください。
- ② 就職 ⇒ 問5にお進みください。
- ③ その他 ⇒ 問6にお進みください。

問4～問7に対する回答は【はい】の場合は【1】にマーク、【いいえ】の場合は【2】にマークをしてください。

問4 次の大学院研究科の分野について進学したいと思いますか。【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート4に記入) 法学関係
- ②(マークシート5に記入) 法務関係(法科大学院)
- ③(マークシート6に記入) 政治学関係
- ④(マークシート7に記入) 経済学関係
- ⑤(マークシート8に記入) 政策学関係
- ⑥(マークシート9に記入) 教育関係(教員養成を含む)
- ⑦(マークシート10に記入) 国際関係
- ⑧その他(①～⑦以外の分野に進学したいと思う方はマークシート11に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問5 下記の職種について、あなたは将来希望したいと思いますか。
【思う】場合は【1】、【思わない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート12に記入) 裁判官、検察官、弁護士
- ②(マークシート13に記入) 司法書士、行政書士、社会保険労務士
- ③(マークシート14に記入) 国家公務員、地方公務員
- ④(マークシート15に記入) 裁判所事務官、検察事務官、家庭裁判所調査官
- ⑤(マークシート16に記入) 刑務官、法務教官
- ⑥(マークシート17に記入) 企業の法務担当職
- ⑦(マークシート18に記入) 企業の総合職、企業の一般職員
- ⑧(マークシート19に記入) 国際機関職員、外資系企業
- ⑨(マークシート20に記入) パラリーガル(法律事務所職員)
- ⑩(マークシート21に記入) 教員
- ⑪(マークシート22に記入) 研究者
- ⑫(マークシート23に記入) NPO・NGO職員
- ⑬ その他(他に希望する職種がある方はマークシート24に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

【松山大学大学院法学研究科について】

問6 あなたは、下記のことを法学研究科に期待しますか。

【期待する】場合は【1】、【期待しない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 25 に記入) 地域社会を支え、地域社会から必要とされる人材の輩出
- ②(マークシート 26 に記入) 法化社会化に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ③(マークシート 27 に記入) アジアの中の日本という視点から法的専門性を生かして問題解決ができる人材の輩出
- ④(マークシート 28 に記入) 高齢社会に対応して、地域社会の問題を法的視点から解決ができる人材の輩出
- ⑤ その他(他に期待するものがある方は、マークシート 29 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

問7 松山大学大学院法学研究科では、研究科在学生在が次のような能力を身につけることを目標としていますが、下記の中から、あなたが社会生活を送る上で特に必要と思い、身につけたいと考えている能力について当てはまるものについて、選んでください。

【当てはまる】場合は【1】、【当てはまらない】場合は【2】をマークしてください。

- ①(マークシート 30 に記入) 法化社会支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ②(マークシート 31 に記入) 高齢社会を支えるために必要な法整備が可能となる能力
- ③(マークシート 32 に記入) 国際的な場面（特にアジア）において、文化的障壁を乗り越えて活躍できる能力
- ④(マークシート 33 に記入) 日常的な問題について、法的処理を行うために必要となる法運用能力
- ⑤(マークシート 34 に記入) 公的部門での実践的な専門能力
- ⑥(マークシート 35 に記入) 企業活動での実践的な専門能力
- ⑦(マークシート 36 に記入) 法律専門職資格を取得できる程度の法的専門能力
- ⑧ その他(他に当てはまる能力がある方は、マークシート 37 に【1】と記入し、下記に具体的にご記入ください)

資料 08 第三次社会人アンケート

問8 松山大学大学院法学研究科を受験したいと思いますか。受験希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート 38 に記入してください。

- ① ぜひ受験したい。
- ② 受験したい。
- ③ 選択肢の一つとして受験したい。
- ④ 就職した後、必要であると感じた場合に受験したい。
- ⑤ 受験を希望しない。

問9 松山大学大学院法学研究科を受験したいと考えている方（問8の①～③をマークした方）にお聞きします。松山大学大学院法学研究科を受験し合格した場合、進学希望の程度として、次の中から1つ選択してください。

⇒マークシート 39 に記入してください。

- ① ぜひ進学したい。
- ② 進学したい。
- ③ 金銭面等の手当てができれば、ぜひ進学したい。
- ④ 金銭面等の手当てができれば、進学したい。
- ⑤ 選択肢の一つとして進学を考えている。

問10 松山大学に、大学院法学研究科を設置することに関してご意見がある場合、ご自由にご記入ください。

～～～以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。～～～

松山大学の過去5年間の入学試験結果について

(単位:人)

年度	学部・学科	入学定員 (a)	志願者数	受験者数 (b)	合格者数 (c)	入学者数 (d)	入学定員 超過率 (d)/(a)	競争率 (b)/(c)
平成26年度	経済学部経済学科	390	2,331	2,153	1,220	422	1.08	1.76
	経営学部経営学科	390	2,437	2,271	1,147	439	1.12	1.97
	人文学部英語英米文学科	100	683	612	344	105	1.05	1.77
	人文学部社会学科	120	993	910	473	137	1.14	1.92
	法学部法学科	210	1,283	1,205	597	211	1.00	2.01
	薬学部医療薬学科	100	565	512	295	126	1.26	1.73
	合計	1,310	8,292	7,663	4,076	1,440	1.09	1.88
平成27年度	経済学部経済学科	390	2,472	2,281	1,202	402	1.03	1.89
	経営学部経営学科	390	2,684	2,501	1,120	406	1.04	2.23
	人文学部英語英米文学科	100	605	556	365	120	1.20	1.52
	人文学部社会学科	120	1,145	1,054	492	136	1.13	2.14
	法学部法学科	210	1,284	1,199	631	220	1.04	1.90
	薬学部医療薬学科	100	463	439	296	103	1.03	1.48
	合計	1,310	8,653	8,030	4,106	1,387	1.05	1.95
平成28年度	経済学部経済学科	390	2,865	2,666	1,150	406	1.04	2.31
	経営学部経営学科	390	2,433	2,261	1,084	442	1.13	2.08
	人文学部英語英米文学科	100	691	641	351	112	1.12	1.82
	人文学部社会学科	120	1,095	1,009	445	138	1.15	2.26
	法学部法学科	210	1,433	1,334	600	228	1.08	2.22
	薬学部医療薬学科	100	380	353	291	98	0.98	1.21
	合計	1,310	8,897	8,264	3,921	1,424	1.08	2.10
平成29年度	経済学部経済学科	390	2,505	2,364	1,152	419	1.07	2.05
	経営学部経営学科	390	2,716	2,593	1,198	414	1.06	2.16
	人文学部英語英米文学科	100	656	619	309	117	1.17	2.00
	人文学部社会学科	120	1,086	1,019	442	122	1.01	2.30
	法学部法学科	210	1,394	1,323	624	238	1.13	2.12
	薬学部医療薬学科	100	314	301	288	100	1.00	1.04
	合計	1,310	8,671	8,219	4,013	1,410	1.07	2.04
平成30年度	経済学部経済学科	390	2,772	2,652	1,029	380	0.97	2.57
	経営学部経営学科	390	2,355	2,278	1,005	396	1.01	2.26
	人文学部英語英米文学科	100	640	609	302	98	0.98	2.01
	人文学部社会学科	120	1,068	1,011	414	115	0.95	2.44
	法学部法学科	210	1,469	1,404	578	218	1.03	2.42
	薬学部医療薬学科	100	286	278	269	95	0.95	1.03
	合計	1,310	8,590	8,232	3,597	1,302	0.99	2.28

【注】

- ・一般入試、センター試験利用入試、推薦入試、特別選抜入試の試験結果を集計したものである。
- ・編入学試験は含んでいない。
- ・外国人留学生入試は含んでいない。